

## 2013 年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 憲法

【問題 1】 以下の問いに各 7 行以内で答えよ。(配点: 40 点)

- (1) 東大ポポロ劇団事件最高裁判決(最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁)で示された、大学教授および学生の享受するそれぞれの「学問の自由」について、説明せよ。
- (2) 経済的自由の規制目的二分論について、その内容と、近年の判例から推察されるその有効性について、論ぜよ。
- (3) 国会議員の不逮捕特権について、いかなる場合を除いて、両議院の議員は国会の会期中逮捕されないと定められているか。根拠法令・条文を挙げて、具体的に説明せよ。
- (4) 1999 年の地方自治法改正による機関委任事務の廃止に伴い、地方公共団体が処理する事務が新たに二分された。廃止された機関委任事務および二つの新事務につき、説明せよ。

【問題 2】 以下の文章を読んで、設問に答えよ。(配点: 60 点)

日本での出生率は、1975 年から 2.00 を下回るようになり(人口の維持には 2.07 が必要とされている)、2011 年の 1.39 からさらに減少の一途を辿り、20XX 年には 0.77 にまで至った。出生率低下による少子高齢化・就労可能人口の減少等に伴う日本社会の機能不全はもはや明らかであり、これらの弊害を解決すべく、第 20X 回国会では、内閣の肝煎りで、出生率増加を目的とする家族関係法の抜本的改革が行われることになった。国会では様々な法案が議論されたが、なかでも世論の賛否が大きく分かれ、衆議院で賛成派と反対派による乱闘で議場が騒然たる観を呈した法案が二つあった。即ち、①刑法上の堕胎罪(刑法 212 条以下)を空文化しているとされる母体保護法(昭和 23 年 7 月 13 日法律第 156 号)を廃止し、いかなる中絶をも認めず、中絶をした女性ならびに中絶補助者等(医師も含む。)には、堕胎罪等に加えて重罰を科する「中絶禁止法」と、②同性愛者カップルの法律上の婚姻を、中絶が禁じられることによって出産せざるをえなかった子どもと養子縁組する場合(国の監督の下で産婦人科医師により斡旋される。)に限定して認める「同性者間の婚姻に関する法律」であった。乱闘は、同性愛者の権利向上を公約として同性愛者からの支持によって当選したとされる A 議員と、中絶が女性の権利だと主張して社会的地位の高い女性や性暴力被害女性の意見を代表する B 議員による議論の応酬に続いて発生した。

その後、衆議院では、A 議員の水面下での他議員への説得によって、辛うじて僅差によって両法案とも賛成多数となったが、保守的な考え方をする議員らで構成されている参議院では 4 分の 3 もの議員が①②両法案に反対の意を示した。内閣は①②両法案についての民意を問うために、この参議院議決の翌日に衆議院を解散した。解散後の総選挙によって新しく組織される衆議院において両法案について賛成多数となる見込みがないことを確信した A 議員は、内閣による解散の違憲無効を主張し、衆議院議員資格の確認および任期満了までの歳費の支払いを求める訴訟を提起した。

〔設問〕 上の事例に存在する憲法上の問題につき、二つの法律案が孕む人権上の論点ならびに衆議院解散に伴う統治行為上の論点について論ぜよ。事例は近未来を想定しているが、解答に際しては現行法令ならびに現代の社会情勢を前提にして構わない(刑法の論点に触れる必要はない。)